第74回駒場祭期間における立て看板等の管理に関する東京大学教養学部学生自治会と駒場祭委員会との協約

東京大学教養学部学生自治会（以下「甲」という。）と駒場祭委員会（以下「乙」という。）とは、立て看板規則第２条第２項の規定に基づき、第74回駒場祭期間における立て看板等の管理に関する東京大学教養学部学生自治会と駒場祭委員会との協約を以下のとおり締結する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この協約は、第74回駒場祭の開催に伴い、立て看板等を設置しようとする個人及び団体が著しく増加し、各個人及び団体の立て看板設置の希望を調整する必要が生じること、並びに駒場Ｉキャンパスの全般的管理権が第74回駒場祭の運営主体たる乙に帰することに鑑み、その運営を円滑ならしめ、かつ、駒場生（駒場Ｉキャンパスを利用する全ての東京大学の学生をいう。以下同じ。）が立て看板等を設置することにより広報を行う権利を擁護するため、駒場祭期間における立て看板等の管理を甲が乙に委託する上で必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　立て看板　ベニヤ板及び木材を主な材料とし、屋外に設置される看板

二　ポスタースタンド　アルミニウムを主たる材質とするフレームを有する看板のうち、表示面の寸法がA2、A1又A0のサイズであるもの

三　レンタルスタンド　駒場祭に出展する企画（以下「企画」という。）のうち希望するものが乙から借用するパネルスタンド

四　特殊看板　立て看板、ポスタースタンド及びレンタルスタンドのいずれにも該当しない立て看板その他これに類する工作物並びに立て看板、ポスタースタンド又はレンタルスタンドであって、その種類及び設置者の区分による設置に当たりよるべき基準の全部若しくは一部を満たさないもの

五　立て看板等　立て看板、ポスタースタンド、レンタルスタンド及び特殊看板

六　企画設置物　企画が駒場祭期間に設置する立て看板等

七　非企画設置物　駒場祭期間に設置される立て看板等であって、企画設置物でないもの

（管理の委託）

第３条　甲は、この協約に定めるところにより、令和５年 11 月 21 日午後８時から令和５年 11 月 28 日午前６時まで駒場Ｉキャンパス内（正門前を含む。以下同じ。）に設置された立て看板等のうち、甲が管理するものの管理を乙に委託する。
２　乙が設置する立て看板等については、この協約を準用する。この場合において、協約中「企画」とあるのは、「乙」と読み替えるものとする。ただし、第８条については適用しない。

（適用範囲）
第４条　この協約の規定は、駒場Ｉキャンパス内に設置される立て看板等について適用する。
２　前項の規定にかかわらず、この協約の規定は、学部が設置する立て看板等及び学部が特に設置を許可した立て看板等については、適用しない。

第２章　駒場祭期間前の措置

（管理の委託の周知）
第５条　甲及び乙は、次の各号に掲げる内容を、この協約の発効の時に設置されている立て看板等の設置者に通知し、かつ、駒場生に周知する。
一　駒場祭期間（令和５年 11 月 21 日午後８時から令和５年 11 月 27 日午前６時までをいう。以下同じ。）は、甲から第３条第１項の委託を受けた乙が立て看板等を管理すること。
二　駒場祭期間に立て看板等を設置しようとするときは、この協約の定めるところによらなければならないこと。
三　駒場Ｉキャンパス内に設置されている全ての立て看板等は、駒場祭期間開始までに設置者が自ら撤去し、又は立て看板等保管場所に移動させ、かつ、駒場祭期間終了まで当該保管場所で保管しなければならないこと。
四　駒場祭期間開始までに撤去され、又は立て看板等保管場所に移動されない立て看板等は、乙によって立て看板等保管場所に撤去されること。
五　駒場祭期間開始後になお立て看板等保管場所のほかで横たえられている立て看板等は、甲及び乙により処分されること。
六　駒場祭期間終了後もなお企画設置物を設置し続けようとするときは、乙に届出を行う必要がある旨及びその届出の方法
七　前号の届出がない企画設置物は、駒場祭期間終了時以後、乙により処分されること。
八　乙により立て看板等保管場所に撤去された立て看板等は、令和５年 11 月 27 日午後１時までに原状復帰されること。
九　令和５年 11 月 27 日午後１時になお立て看板等保管場所に保管されている立て看板等は、処分されること。

（現存する立て看板等）

第６条　駒場Ｉキャンパス内に設置されている全ての立て看板等の設置者は、駒場祭期間開始までに設置した立て看板等を撤去し、又は立て看板等保管場所に移動させ、かつ、駒場祭期間終了まで当該保管場所で保管しなければならない。

（立て看板等の移動）

第７条　乙は、駒場祭期間開始時になお立て看板等保管場所の外に設置されている立て看板等及びその重り（乙が設置するものを除く。）を、立て看板等保管場所に移動させることができる。

２　立て看板等保管場所は、アドミニストレーション棟西側とする。

３　乙は、アドミニストレーション棟西側の使用に係る東京大学教養学部の許可を既に受けたことを確認する。

第３章　駒場祭期間の立て看板等の管理

（立て看板等を設置する権利の尊重）

第８条　甲及び乙は、駒場生の立て看板等を設置する権利を尊重し、これを不当に侵害してはならないことを確認する。

２　乙が第74回駒場祭の円滑な運営のために前項に定める権利の制限を要する場合であっても、その制限は、合理的な範囲を超えてはならない。

（企画設置物の設置の許可）

第９条　乙は、企画が駒場祭期間に企画設置物を設置しようとするときは、乙が定める期日までに、その許可を申請させるものとする。

２　乙は、前項の規定により、立て看板及びレンタルスタンドの設置に係る申請があったときは、次の各号に掲げる場合を除くほかは、これを許可しなければならない。

一　立て看板については、別表１第一号及び第三号に掲げる基準を満たしていない場合

二　レンタルスタンドについては、別表３第二号に掲げる基準を満たしていない場合

三　当該企画設置物が広報しようとする内容が第１５条第１項各号に掲げるところに照らして不適切である場合

四　駒場祭の運営上やむを得ないと乙が認める場合

３　第１項の許可は、申請に係る立て看板等を設置すべき場所を指定してすることができる。

４　特殊看板に係る第１項の許可には、設置の条件を付することができる。

（企画設置物の設置に当たりよるべき基準）

第１０条　企画設置物の設置に当たりよるべき基準は、立て看板については別表１、ポスタースタンドについては別表２、レンタルスタンドについては別表３にそれぞれ掲げるところによる。

（基準等に違反する企画設置物に対する措置）

第１１条　乙は、前条の基準に違反する企画設置物及び第９条第４項の条件に違反した企画設置物たる特殊看板を設置した企画に対し、速やかに、当該基準に違反した事実及び対応期限（通知の日の翌日午前９時をいう。）を書面で通知するものとする。

２　乙は、前項の規定により通知した対応期限を過ぎてもなお当該企画設置物が前条の基準に違反しているときは、当該企画設置物を横たえ、又は撤去することができる。

３　乙は、次の各号に掲げる企画設置物については、事前に通知することなく、これを横たえ、撤去し、又は必要最小限度の範囲で移動させることができる。

一　別表１第二号、第四号又は第五号の規定に違反する立て看板

二　別表２第二号又は第四号の規定に違反するポスタースタンド

三　別表３第一号又は第三号の規定に違反するレンタルスタンド

４　乙は、駒場祭における安全を確保するため、やむを得ないと認めるときは、企画設置物を必要最小限度の範囲で移動させることができる。

５　乙は、前項の規定により企画設置物を移動させたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を甲及び当該企画設置物を設置した企画に通知しなければならない。

一　当該企画設置物を特定することができる情報

二　当該企画設置物の移動をやむを得ないと認めた理由

三　当該企画設置物を移動させた場所

（非企画設置物の設置）

第１２条　甲の会員は、駒場祭期間において、次条の定めるところにより非企画設置物を設置することができる。ただし、特殊看板を設置しようとするときは、乙の許可を受けなければならない。

２　前項ただし書の許可の申請は、駒場祭期間前に次の各号に掲げる内容を含む電子メールを乙に送信してしなければならない。

一　設置者の氏名（ただし、設置者がその所属する団体のために設置しようとするときは、当該団体の名称）

二　当該特殊看板の寸法、構造、内容等の特徴、設置しようとする場所その他の当該特殊看板を特定することができる情報

三　当該特殊看板の設置者の緊急連絡先（電子メールアドレスとする。）

四　当該特殊看板の撤去予定日

３　第１項ただし書の許可には、設置の条件を付することができる。

（非企画設置物の設置に当たりよるべき基準等）
第１３条　駒場祭期間において、非企画設置物を設置することができる範囲は、別図のとおりとする。
２　非企画設置物の設置に当たりよるべき基準は、立て看板については別表４、ポスタースタンドについては別表５にそれぞれ掲げるところによる。

（非企画設置物に対する措置）
第１４条　乙は、前条第２項の基準に違反し、又は撤去予定日を経過してもなお撤去されない非企画設置物及び第１２条第３項の条件に違反した非企画設置物たる特殊看板（以下、「違反非企画設置物等」という。）の設置者に対し、速やかに、その設置した非企画設置物が違反非企画設置物等である旨、違反非企画設置物等である理由及び対応期限（違反の程度に応じて通知の日の翌日から起算し二日以上十日未満の範囲において乙が定める。）を書面で通知するものとする。
２　乙は、前項の規定により通知した対応期限を過ぎてもなお当該非企画設置物が前条第２項の基準に違反しているときは違反非企画設置物等である場合、当該非企画設置物を横たえ、又は撤去することができる。この場合において、前項の通知をした日の翌日から起算して十日を経過したときは当該非企画設置物を処分することができる。
３　第１項の規定にかかわらず、乙は、事前の通告なく、別表４第二号、第四号及び第五号並びに別表５第二号、及び第四号に違反する立て看板等を横たえ、撤去し、又は必要最小限度の範囲で移動させることができる。
４　乙は、駒場祭期間において、別図に定める範囲外に設置された非企画設置物を撤去することができる。
５　乙は、駒場祭における安全を確保するため、やむを得ないと認めるときは、非企画設置物を必要最小限度の範囲で移動させることができる。
６　乙は、前項の規定により非企画設置物を移動させたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を甲及び当該非企画設置物の設置者に通知しなければならない。
　一　当該非企画設置物を特定することができる情報
　二　当該非企画設置物の移動をやむを得ないと認めた理由
　三　当該非企画設置物を移動させた場所

（不適切な立て看板等）
第１５条　甲及び乙は、次の各号に掲げる内容の立て看板等（以下「不適切な立て看板等」という。）を発見し、又は駒場生及び第 74 回駒場祭の来場者から不適切な立て看板等を発見した旨の通報があったときは、それぞれ乙及び甲にその旨を通知し、当該不適切な立て看板等について、立て看板等を立てる権利に優越すべきどうかを決するための協議を求めなけ

ればならない。
　一　個人の人権を侵害するもの
　二　差別又は暴力を助長するもの
　三　個人又は団体を誹謗中傷するもの
　四　企画設置物については、前各号までに掲げるもののほか、第74回駒場祭自主規律に違反するもの
　五　前各号に掲げるものに類するもの
２　乙は、前項の協議が調い、当該不適切な立て看板等について立て看板等を立てる権利を制約する上で相当の理由があると決したときは、当該不適切な立て看板等を横たえ、又は撤去することができる。
３　乙は、前項の規定により当該不適切な立て看板等を横たえ、又は撤去したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を当該不適切な立て看板等の設置者に通知しなければならない。
　一　当該不適切な立て看板等を特定することができる情報
　二　当該不適切な立て看板等について立て看板等を立てる権利を制約する上で相当の理由があると決した理由
４　第２項の規定により横たえられ、又は撤去された不適切な立て看板等の設置者は、当該措置に不服がある場合は、甲に対して、審査を請求することができる。この場合において、審査を求めることができる期限は、令和５年11月27日午前９時とする。
５　前項の審査は、甲の理事会において乙の総務局長を参考人として招致してしなければならない。
６　第４項の審査において、第２項の措置がこの協約に違反し、又は不当であると認められたときは、乙は、当該立て看板等を速やかに原状回復しなければならない。

（強風時の対応）
第１６条　気象庁が予報する東京都目黒区における翌日又はその日の最高風速が毎秒10メートル以上であるときは、乙は、駒場Ｉキャンパス内の全ての立て看板等を横たえなければならない。

（立て看板等の撤去）
第１７条　第１１条第２項及び第３項、第１４条第２項及び第４項、第１５条第２項並びに第１９条第１項の規定により撤去された立て看板等は、立て看板等保管場所に移動するものとする。

第４章　駒場祭期間終了後の措置

（企画設置物の継続設置）

第１８条　乙は、企画が企画設置物を駒場祭期間終了後も設置し続けようとするときは、令和 5 年 11 月 26 日 17 時までに当該企画設置物を特定することができる情報を届け出させるものとする。

２　乙は、企画が企画設置物を管理委託期間終了後もなお継続して設置しようとするときは、次の各号に掲げる事項を当該企画設置物に記載させなければならない。

一　設置者の氏名（ただし、設置者がその所属する団体のために設置しようとするときは、当該団体の名称）

二　当該立て看板等の設置者の緊急連絡先（電子メールアドレスとする。）

三　当該立て看板等の撤去予定日

（原状回復）

第１９条　乙は、令和 5 年 11 月 26 日午後 8 時以後もなお設置されている企画設置物（前条の届出に係る企画設置物を除く。）を令和 5 年 11 月 27 日午前 6 時までに撤去しなければならない。

２　乙は、令和 5 年 11 月 27 日午前 6 時になお立て看板等保管場所に保管されている立て看板等及びその重りであって、乙が第 6 条第 1 項の定めるところにより移動させたものを令和 5 年 11 月 27 日午後 1 時までに原状回復しなければならない。

３　乙は、令和 5 年 11 月 27 日午後 1 時になお立て看板等保管場所に保管されている立て看板等であって、この協約の定めるところにより立て看板等保管場所に移動された立て看板等を処分することができる。ただし、第１５条第 4 項の審査の請求があった立て看板等は、当該審査が終了するまで、乙が保管しなければならない。

（特殊看板の継続設置）

第２０条　乙は、特殊看板（立て看板規則第 3 条第三号にいうものをいう。以下この条において同じ。）に係る第１８条の届出があったときは、令和 5 年 11 月 26 日午後 8 時までに、次の各号に掲げる事項を甲に通知しなければならない。

一　設置者の氏名（ただし、設置者がその所属する団体のために設置しようとするときは、当該団体の名称）

二　当該特殊看板の寸法、構造、内容等の特徴、設置しようとする場所その他の当該特殊看板を特定することができる情報

三　当該特殊看板の設置者の緊急連絡先（電子メールアドレスとする。）

四　当該特殊看板の撤去予定日

２　乙は、非企画設置物たる特殊看板であって、撤去予定日が管理委託期間終了後であるものについて、令和 5 年 11 月 26 日午後 8 時までに、次の各号に掲げる事項を甲に通知しなければならない。

一　設置者の氏名（ただし、設置者がその所属する団体のために設置しようとするときは、当該団体の名称）
二　当該特殊看板の寸法、構造、内容等の特徴、設置しようとする場所その他の当該特殊看板を特定することができる情報
三　当該特殊看板の設置者の緊急連絡先（電子メールアドレスとする。）
四　当該特殊看板の撤去予定日

３　甲は、令和５年11月27日正午までに、前２項の通知に係る特殊看板を駒場祭期間終了後も継続して設置することを認めるかどうかの決定をして、乙に通知しなければならない。

４　前項の規定により駒場祭期間終了後も継続して設置することを認める旨の決定があった特殊看板については、立て看板規則第６条の許可があったものとみなす。

５　甲は、前項の決定に条件を付することができる。この場合において、条件を付して駒場祭期間終了後も継続して設置することが認められた特殊看板については、立て看板規則第６条の許可に当該条件が付されたものとみなす。

６　乙は、第３項の決定を、当該決定に係る特殊看板を管理委託期間終了後も継続して設置しようとする者に通知しなければならない。

７　乙は、管理委託期間終了後も継続して設置することを認めない旨の決定があった特殊看板を、管理委託期間終了までに処分しなければならない。

（報告）

第２１条　乙は、管理委託期間終了後、遅滞なく、甲に対して次の各号に掲げる報告をしなければならない。
一　第７条第１項の規定により移動させた立て看板等の記録
二　第１１条第２項及び第３項に基づく処分の有無及びその記録
三　第１４条第２項から第５項までに基づく処分の有無及びその記録
四　第１９条第２項の定めるところにより原状回復した立て看板等の記録
五　第１９条第１項及び第３項に基づく処分の有無及びその記録

第５章　雑則

（管理の改善の要請）

第２２条　甲は、乙の立て看板等の管理の方法について明白な瑕疵があると認めるときは、乙に管理の改善を要請することができる。

（東京大学教養学部等との交渉）

第２３条　乙は、立て看板等に関し、東京大学教養学部若しくはその教職員たる者から作為若しくは不作為を求められ、又は東京大学教養学部若しくはその教職員たる者との協議を

要するときは、その旨を甲に通知し、共同して対応するものとする。

（この協約に定めのない事項）
第２４条　管理委託期間における立て看板等の管理について、この協約に定めのない事項には、甲及び乙が協議して対応する。

（情報共有）
第２５条　甲及び乙は、管理委託期間前及び管理委託期間における立て看板等の管理について、情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

（協約の公開）
第２６条　甲及び乙は、そのウェブサイト等によってこの協約を駒場生に公開するものとする。

別表１（企画設置物たる立て看板に係る基準）

番号	基準
一	地上からの高さが 1800 ミリメートル以下、かつ幅が 950 ミリメートル以下であること。
二	54 キログラム以上の重りが載せられていること。
三	裏面に企画 ID 及び緊急連絡先（企画責任者の電話番号とする。）が記入されていること。
四	点字ブロック上及びその付近並びに通行の著しい妨げになる場所に設置されていないこと。
五	一号館前ロータリーの正門側及び正門前に設置されるものについては、別に広報局の規程で定める設置禁止区域に設置されていないこと。
六	営利を主な目的としていないこと。

別表２（企画設置物たるポスタースタンドに係る基準）

番号	基準

一	地上からの高さが 1520 ミリメートル以下、かつ幅が 900 ミリメートル以下であること。
二	36 キログラム以上の重りが載せられていること。
三	裏面に企画 ID 及び緊急連絡先（企画責任者の電話番号とする。）が記入されていること。
四	点字ブロック上及びその付近並びに通行の著しい妨げになる場所に設置されていないこと。
五	営利を主な目的としていないこと。

別表３（企画設置物たるレンタルスタンドに係る基準）

番号	基準
一	36 キログラム以上の重りが載せられていること。
二	裏面に企画 ID 及び緊急連絡先（企画責任者の電話番号とする。）が記入されていること。
三	点字ブロック上及びその付近並びに通行の著しい妨げになる場所に設置されていないこと。
四	営利を主な目的としていないこと。

別表４（非企画設置物たる立て看板に係る基準）

番号	基準
一	地上からの高さが 2700 ミリメートル以下、かつ幅が 1850 ミリメートル以下であること。
二	54 キログラム以上の重りが載せられていること。
三	裏面に設置団体名又は設置者名、緊急連絡先（電子メールアドレスとする。）及び撤去予定日（撤去予定日は、設置日から起算して三百六十五日以下の期間内に限り、

	年月日は西暦で記すものとする。以下同じ。）の三点が記入されていること。
四	点字ブロック上及びその付近並びに通行の著しい妨げになる場所に設置されていないこと。
五	一号館前ロータリーの正門側及び正門前に設置されるものについては、別に広報局の規程で定める設置禁止区域に設置されていないこと。
六	営利を主な目的としていないこと。

別表５（非企画設置物たるポスタースタンドに係る基準）

番号	基準
一	地上からの高さが 1520 ミリメートル以下、かつ幅が 900 ミリメートル以下であること。
二	36 キログラム以上の重りが載せられていること。
三	裏面に設置団体名又は設置者名、緊急連絡先（電子メールアドレスとする。）及び撤去予定日の三点が記入されていること。
四	点字ブロック上及びその付近並びに通行の著しい妨げになる場所に設置されていないこと。
五	営利を主な目的としていないこと。

別図

第 74 回駒場祭において、非企画設置物を設置することができる範囲は、別図１中、赤く塗られた範囲を除く範囲及び黒線で囲まれた範囲とする。ただし、図中１、２及び３の場所については、それぞれ次の各号に掲げる場所を当該範囲とする。

一　別図２、別図３及び別図４の赤く塗られた範囲

二　別図５の赤く塗られた範囲

三　別図６の赤く塗られた範囲

別図 1

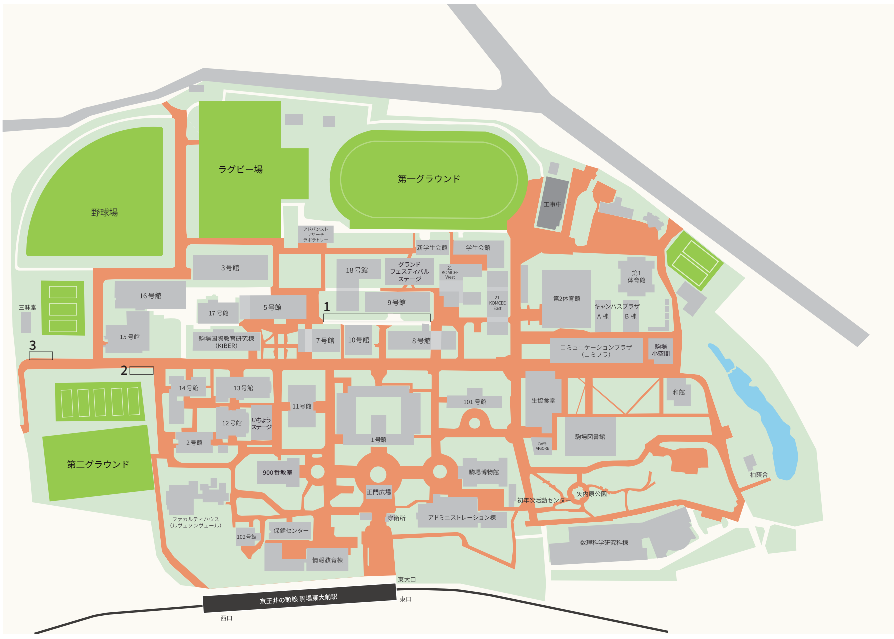
野球場
ラグビー場
第一グラウンド
工事中
アドバンスト
リサーチ
ラボラトリー
新学生会館
学生会館
3 号館
18 号館
グランド
フェスティバル
ステージ
21
KOMCEE
West
21
KOMCEE
East
第2体育館
第1
体育館
キャンパスプラザ
A 棟
B 棟
三昧堂
16 号館
17 号館
5 号館
1
9 号館
15 号館
駒場国際教育研究棟
（KIBER）
7 号館
10 号館
8 号館
コミュニケーションプラザ
（コミプラ）
駒場
小空間
3
2
14 号館
13 号館
11 号館
101 号館
生協食堂
和館
12 号館
いちょう
ステージ
2 号館
1 号館
Caffé
VIGORE
駒場図書館
第二グラウンド
900 番教室
駒場博物館
柏蔭舎
正門広場
初年次活動センター
矢内原公園
ファカルティハウス
（ルヴェソンヴェール）
守衛所
アドミニストレーション棟
102 号館
保健センター
数理科学研究科棟
情報教育棟
東大口
京王井の頭線 駒場東大前駅
東口
西口

別図 2

別図３

別図４

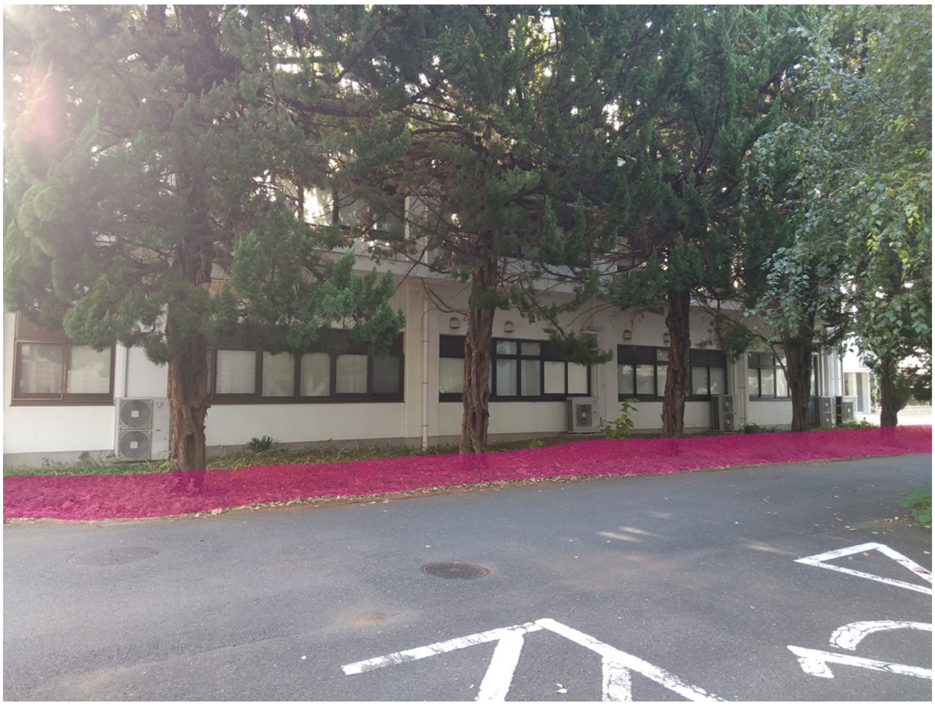

別図５

別図６

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

令和5年11月20日
甲 東京大学教養学部学生自治会
全権委員
堀之内　裕也

乙 駒場祭委員会
全権委員
玉川　丈真